国民年金のお知らせ

田· 問 水戸南年金事務所 TeL029-227-3251 国保年金課 Tel0299-90-1145

国民年金

『保険料免除』『納付猶予』を 希望する方へ

国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請に より所得に応じて保険料の全額または一部が免除と なる制度があります。

また、所得の少ない50歳未満の方のために「納付 猶予制度 | があります。

免除・納付猶予の条件

本人、配偶者、世帯主(免除のみ)の前年の所得が、 所得基準額の範囲内であること。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源とな る業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得 が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置と して本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続き で免除が可能な場合がありますので、お問い合わ せください。ただし、免除申請する期間が2023年 6月までのものに限ります

申請場所

国保年金課、市民生活課、年金事務所(持参する ものについては直接年金事務所にお問い合わせくだ さい)

申請に必要なもの

- ●本人確認のできるもの(運転免許証・健康保険 証・マイナンバーカードなど)
- ■雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 などの写し(退職・失業による申請の場合)
- ※代理の方が申請される場合は、次のものが必要です
- ●代理人の本人確認のできるもの(運転免許証・健 康保険証・マイナンバーカードなど)
- ●委任状(住所や世帯が別の方)

免除・猫予承認

審査の結果(承認、却下)は、日本年金機構から申 請者本人の自宅に郵送で通知されます。

免除期間

免除の承認期間は、7月から翌年6月分となります。 全額免除・納付猶予を希望する方が、申請時に翌 年度以降の全額免除・納付猶予を希望する場合は継 続申請ができます。

退職(失業)などを理由に申請した方は、翌年度も 申請が必要です。

国民年金の独自給付

国民年金には、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺 族基礎年金以外にも、第1号被保険者としての期間 を対象とした独自の給付があります。

※第1号被保険者とは、日本国内に住んでいる20歳以 上60歳未満の自営業者、学生などです

付加年金

第1号被保険者は、定額の保険料に月額400円を 上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に 付加年金が上乗せされます。

付加年金額(年額)=200円×付加保険料納付月数

- 付加保険料の申し込みは、国保年金課、市民生活 課で受け付けています
- 付加保険料は、申し込みをした月から納めること ができます
- ●国民年金基金に加入している方は付加保険料を納 めることはできません

第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除 期間の合計が10年以上(※)ある夫が年金を受けず に亡くなった場合、10年以上婚姻関係があり生計 を維持していた妻に、60歳から65歳になるまで支 給されます。

※2017年7月31日以前に亡くなった場合は25年以上

寡婦年金額=夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額×4分の3

●亡くなった夫が障害基礎年金や、老齢基礎年金を 受けていた場合は支給されません。また、夫が亡く なったとき、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受 けている場合も支給されません

死亡一時金

第1号被保険者(任意加入を含む)として保険料を3 年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を 受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族 (優先順位あり)に支給されます。

死亡―時金の額

保険料納付済期間	金額		
36月以上180月未満	120,000円		
180月以上240月未満	145,000円		
240月以上300月未満	170,000円		
300月以上360月未満	220,000円		
360月以上420月未満	270,000円		
420月以上	320,000円		

- ●遺族基礎年金 を受けられる 遺族がいる場 合は、死亡一 時金は支給さ れません
- ●寡婦年金と死亡一時金の請求権がある場合は、ど ちらか一方の給付となります
- ●付加保険料を36月以上納付していた場合は、上 記金額に一律8,500円が加算されます
- ●死亡一時金を受け取ることができるのは、死亡日 の翌日から2年以内です

新しい「後期高齢者医療被保険者証」を発送

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」(セピア色)の有 効期限は、7月31日(月)です。7月中旬から茶色い封筒で新し い被保険者証を郵送しますので、記載内容をご確認ください。 8月1日からは、新しい被保険者証(紺色)を医療機関窓口へ ご提示ください。なお、7月19日(水)までに届かない場合は、 ご連絡ください。

要 料金後納 郵便 必ず開封のうえ T 314-0192 ご確認ください 神柄市溝口 4991 番地 5 神柄 一郎 様 〒 314-0192 神柄市満口 4991 番地 5 神柄市役所 国保年金課 医療福祉グループ Tel 0299-90-1143 後期高齢者医療被保険者証 在中 茨城県後期高齢者医療広域連合

問 国保年金課 TeL0299-90-1143



2023年度後期高齢者医療保険料額 決定通知書を発送

問 国保年金課 16.0299-90-1143

保険料額決定通知書は、7月中旬(年金から天引きの場合は7月下旬)に送付します。

- |後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付には、口座振替が便利です 申込方法=金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と届け印を持参し、口座振替依頼書を提出
- ■インターネットからも□座振替の申し込みができます 書類や届出印が不要で、金融機関の窓口に出向く必要がありません。 ※詳細は、市ホームページからWeb口座振替受付サービスをご覧ください

